

平成17年2月23日
周南社協規程第66号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
役員及び評議員選任規程

一部改正 平成18年12月27日・平成21年3月27日・平成22年12月22日・平成29年3月29日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地域福祉を推進する民間の中核団体として公正でゆきとどいた活動をすすめていくために、その役員並びに評議員の構成について偏りがなく広い分野からの代表の参画を図り、調和のある構成と運営に資することを目的とする。

(理事・監事の選任基準)

第2条 本会定款第19条第1項の規定に基づく理事の選任にあたっては、別表1の選任基準を尊重するものとする。

一部改正（平成22年12月22日・平成29年3月29日）

2 本会定款第19条第1項の規定に基づく監事の選任にあたっては、計算関係書類を監査し得る者及び社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者の中から選任するものとする。

一部改正（平成29年3月29日）

(評議員の選任基準)

第3条 本会定款第7条第1項及び第4項の規定に基づく評議員の選任にあたっては、別表2の選任基準を尊重するものとする。

一部改正（平成22年12月22日・平成29年3月29日）

(規程の変更)

第4条 この規程の変更は理事会の議決を必要とするものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則（平成17年2月23日）

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月21日から施行する。ただし、第2条の規定は平成17年6月11日から適用する。

(選任基準の見直し)

2 第2条第1項及び第3条に定める選任基準については、地区社協の設置等サービス提供体制の整備状況、構成団体の動向等を含め、この規程の施行後2年を目処としてその全般に関して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

附 則（平成18年12月27日）

（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月21日から施行する。

（選任基準の見直し）

2 この規程による改正後の社会福祉法人周南市社会福祉協議会役員及び評議員選任規程第2条第1項及び第3条に定める選任基準については、地区社協の設置等サービス提供体制の整備状況、構成団体の動向等を含め、この規程の施行後2年を目処としてその全般に関して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

附 則（平成21年3月27日）

（施行期日）

1 この規程は、平成21年4月21日から施行する。

（選任基準の見直し）

2 この規程による改正後の社会福祉法人周南市社会福祉協議会役員及び評議員選任規程第2条第1項及び第3条に定める選任基準については、地区社協組織等サービス提供体制の整備状況、構成団体の動向等を含め、この規程の施行後2年を目処としてその全般に関して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

附 則（平成22年12月22日）

この規程は、平成23年4月21日から施行する。

附 則（平成29年3月29日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

理事選任基準

区 分		人数	出身団体（人数）	備 考
住民組織	・地区社協 ・住民自治組織など	6	地区社協・自治会など（5） 女性団体（1）	
	・老人クラブ ・障害者団体 ・介護者の会など	1	老人クラブ連合会（1）	
社会福祉に関する活動を行う団体	・ボランティア ・NPO法人など市民活動団体 ・農協、生協など	1	※ボランティア団体（1）	
福祉事業者及び福祉関係団体	・民生委員児童委員 又はその組織	1	民生委員児童委員協議会（1）	
	・福祉員			
	・福祉施設 ・福祉団体 ・更生保護団体 ・福祉（介護保育） サービス事業者	2	※福祉施設（1） 福祉団体（1）	
	・医師会 ・医療・保健関係 ・学校 ・教育委員会等			
	・社会福祉行政機関	1	福祉事務所長（1）	
地域福祉推進団体等	・まちづくり、住宅、 環境、経済団体、学 識経験者（社会福 祉、法務、税務、事 業経営等の専門家） など	3	学識経験者（3）	
		15		

注 ※は関係通知により必須

一部改正（平成22年12月22日）

別表 2

評 議 員 選 任 基 準

区 分		人数	出身団体 (人数)	備 考
住民組織	・地区社協 ・住民自治組織など	9	地区社協・自治会など (8) 女性団体 (1)	
	・老人クラブ ・障害者団体 ・介護者の会など	5	母子寡婦福祉連合会 (1) 障害者団体 (1) 遺族会 (1) 家族会 (2)	
社会福祉に関する活動を行う団体	・ボランティア ・NPO法人など市民活動団体 ・農協、生協など	2	※ボランティア団体 (2)	
福祉事業者及び福祉関係団体	・民生委員児童委員 又はその組織			
	・福祉員	4	福祉員 (4)	
	・福祉施設 ・福祉団体 ・更生保護団体 ・福祉 (介護保育) サービス事業者	6	※福祉施設 (3) 福祉団体 (2) 更生保護団体 (1)	
	・医師会 ・医療・保健関係 ・学校 ・教育委員会等	2	医師会 (1) 小学校校長会 (1)	
	・社会福祉行政機関			
地域福祉推進団体等	・まちづくり、住宅、環境、経済団体、学識経験者 (社会福祉、法務、税務、事業経営等の専門家) など	3	商工会議所 (1) 労働者福祉協議会 (1) 司法書士会 (1)	
		31		

注 ※は関係通知により必須

一部改正 (平成22年12月22日)